



北海道胆振東部地震における一部負担金及び
保険料減免に対する財政支援に関する

緊 急 要 望 書

平成 30 年 10 月 25 日

北海道後期高齢者医療広域連合

北 海 道 市 長 会

北 海 道 町 村 会

緊 急 要 望

本年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震では多くの尊い命が失われるとともに、地震発生直後には北海道全域において停電が生じ、断水や交通機能の麻痺なども相まって道民生活や経済活動にも大きな障害が生じました。

後期高齢者医療保険の被保険者の生活拠点となる住居が、全半壊、一部損壊など多くの被害に遭い、今もなお、多数の方々が不自由な生活を送られ、このような生活の長期化に伴い、ご高齢の方の体調が優れなくなったり、持病が悪化するなど健康面の不安が心配されるところです。

保険者といたしまして、被災の程度により、医療保険の窓口における一部負担金や保険料の減免を行い、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう支援することといたしましたが、北海道におきましては、地域経済の長引く低迷などにより道民所得がなかなか上がらず、こうしたことを背景として、全国平均に比べ保険料が高くなっており、安定した財政運営が強く求められているところでもあります。

つきましては、今回の地震に係る被保険者への災害減免については、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号又は第 3 号に定める交付要件に関わらず、減免額について平成 28 年熊本地震と同様に全額を財政措置されるよう、強く要請いたします。

平成 30 年 10 月 25 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

北海道後期高齢者医療広域連合長 原田 裕

北海道市長会会長 菊谷 秀吉

北海道町村会会長 棚野 孝夫